

横浜市における地方公共団体情報システム標準化  
に係る情報提供依頼（RFI）

令和6年5月

横浜市 デジタル統括本部 住民情報基盤課

## 目 次

1.	情報提供依頼の背景と目的	1
2.	用語	1
3.	情報提供依頼内容	1
4.	提供資料一覧	2
5.	情報提供要領	3
	（1） 実施手順・スケジュール	3
	（2） 情報提供依頼に関する質問方法	3
	（3） 提出物について	3
	（4） 提出方法	3
	（5） 情報提供依頼回答書に対するヒアリング	4
	（6） 今後の予定について	4
6.	留意事項	4

## 1. 情報提供依頼の背景と目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」が令和3年9月1日に施行され、地方公共団体は、住民記録や税務など住民情報を扱う20業務について、国が示す標準仕様に準拠したシステム（以下、「標準準拠システム」）に移行することが求められています。現在、横浜市では、国が目標として定める令和7年度末までに標準仕様書に準拠するシステムへ移行することを目指して、現行システム調査や標準仕様との比較分析等を進めています。一方で、実現に向けては、目標とする時期までに、各標準化対象業務に対する標準準拠システムが、情報システム開発事業者（以下、「事業者」）様から確実に提供される必要があります。本RFIは、各事業者様の標準準拠システムの開発意思、横浜市に対する提供意思、及び標準化対応に向けた事業者様の考える課題感等について把握することを目的としています。令和4年10月及び令和5年5月に同様のRFIを実施しておりますが、令和5年9月に改訂された標準化基本方針等を踏まえ、再度情報提供を依頼します。

## 2. 用語

本書内で使用する用語は以下のとおりです。

用語	説明
標準化基本方針	地方公共団体情報システム標準化基本方針

## 3. 情報提供依頼内容

以下の内容について、情報提供を依頼します。可能な範囲でご回答ください。

No.	情報提供依頼内容	内容・前提事項	回答様式
1	標準化対象業務に対する貴社の標準準拠システム提供方針、横浜市への提案可否	標準化対象業務それぞれについて、貴社の標準準拠システム提供に関する方針をご回答ください。 ① 貴社の対応方針 ・ 標準準拠システムの対応予定有無、販売予定日 ・ 標準オプション機能の実装方針 ・ ガバメントクラウド上での標準準拠システム提供可否 ・ ガバメントクラウド運用管理補助者としての受託可否 ② 横浜市への提案可否 ・ 提案可否 ・ 移行委託契約の推奨時期、切替時期の提案 ・ 概算費用の提示可否	様式1

2	共通機能に対する 貴社の対応方針、 横浜市への提案可 否	共通機能について、貴社の対応方針をご回答ください。 ① 共通システムとして提供可否 ② 貴社の対応方針 ・ 仕様の確認 ・ ガバメントクラウド上での提供可否 ・ ガバメントクラウド運用管理補助者としての 受託可否 ③ 横浜市への提案可否 ・ 提案可否 ・ 移行委託契約の推奨時期、切替時期の提案 ・ 概算費用の提示可否	様式 2
3	その他機能に対す る貴社の対応方針	標準準拠システムとともに扱えるその他機能について、 貴社の対応方針をご回答ください。 ① 提供可能なその他システム ② 貴社の対応方針 ・ 仕様の確認 ・ 概算費用の提示可否	様式 3
4	標準化に係る費用 (概算額)	概算費用をご提示いただくことが可能な場合は、ご回答 ください。	様式 4

#### 4. 提供資料一覧

RFI に関して本市から提供する資料は以下のとおりです。

資料名 (例)	説明
情報提供依頼書	本資料
【別紙 1】 概要	本市における標準化の目的及び方針をまとめた 資料
【様式 1】 回答書 (業務システム)	貴社からの回答をご記入いただく書式 (標準化対象業務に対する回答)
【様式 2】 回答書 (共通機能)	貴社からの回答をご記入いただく書式 (共通機能に対する回答)
【様式 3】 回答書 (その他機能)	貴社からの回答をご記入いただく書式 (全体課題に対する回答)
【様式 4】 費用見積り	貴社からの回答をご記入いただく書式 (概算費用をご提示いただく際の書式) (必要に応じて、見積りの単位でシートをコピー してご利用ください)
【様式 5】 質問票	貴社から質問がある場合にご記入いただく書式

## 5. 情報提供要領

### (1) 実施手順・スケジュール

#### ① 情報提供依頼への参加表明

令和6年5月22日（水）まで

※本文書の最後に示す連絡先に電子メールでご連絡ください。様式等の指定はありません。

#### ② 情報提供依頼に関する質問事項の受付期間

令和6年5月22日（水）まで

#### ③ 情報提供依頼回答書の提出期限

令和6年6月5日（水）まで

### (2) 情報提供依頼に関する質問方法

不明点等の質問事項は、様式5「質問票」に記入し、本文書の最後に示す連絡先に電子メールで送付してください。

来庁又はお電話による質問に対してはお答えできかねますので、ご了承ください。

情報提供基準の均質化を図る観点から、各社からいただいた質問事項とその回答については、集約した上で情報提供依頼に参加している各社ご担当者様宛にメールでお送りします。

### (3) 提出物について

#### ① 様式について

情報提供依頼回答書は、様式1～4に記入の上、ご提出ください。様式1～4に書ききれない場合や図表を用いた提案を提出いただける場合は、任意の様式でも結構です。その場合は、電子データは、Word2016、Excel2016、PowerPoint2016、Acrobat Readerのいずれかで開くことのできる形式で作成してください。

#### ② 注意事項

用語、表現は一般的に使用されているものを用い、可能な限りシステム管理業務経験のない一般職員でも理解可能な平易な表現を使用してください。専門用語を使用しなければ説明できない場合には、注釈をつけてください。貴社独自の開発技法・製品を用いる場合には、平易な表現による注記をつけてください。

### (4) 提出方法

情報提供依頼回答書は、期日までに本文書の最後に示す連絡先のメールアドレス宛てに提出をお願いします。

(5) 情報提供依頼回答書に対するヒアリング

提出していただいた情報提供依頼回答書につきましては、本市職員及び本業務に関する支援業務の受託事業者にて点検させていただき、その内容について必要に応じてヒアリングをさせていただきます場合がございますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

(6) 今後の予定について

本 RFI とは別に、今後以下の RFI を実施する予定です。

予定している依頼事項	説明	依頼時期 (予定)
標準化対象業務に係る RFI	標準化対象業務に対する標準準拠システムについての RFI ※各業務の業務所管局課から発出予定	随時

6. 留意事項

- ・ 今回の情報提供依頼に際し、今後の調達等において特に優遇または不利な取り扱いが行われることはありません。
- ・ 今回の依頼に関して発生する費用は、情報提供者にて負担してください。
- ・ 提出された情報は、本市関係部門における検討のほか、国等への状況報告・課題報告のために利用させていただく場合があります。
- ・ 本 RFI に伴い、本市が提供する資料及び質問回答の内容は、本 RFI に関する作業以外には使用を禁じます。
- ・ 提出された資料は返却しません。

《お問い合わせ先》

〒231-0005

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市 デジタル統括本部 住民情報基盤課 標準化担当

電話 045-671-4767

電子メール [di-standardization@city.yokohama.lg.jp](mailto:di-standardization@city.yokohama.lg.jp)